

研究・イノベーション学会「研究懇談会」規定

研究・イノベーション学会（以下「学会」という。）における研究活動の発展を目的として、分科会に加え、今般新たに「研究懇談会」を発足させることとし、その趣旨、要件、手続き等を定め、学会としてその活動を支援することとし、以下のとおり運用する。

1. 研究懇談会の趣旨

研究懇談会は、現状の分科会活動のみでは十分な研究がなされていない研究分野を対象として会員の自主的な取り組みとしてなされる研究会活動のうち、以下の要件を了承して事務局へ申請し、業務理事会の審査を経て会長が承認したものをいうこととする。

2. 研究懇談会の要件と学会による支援等

(1) 研究懇談会の要件

- ①年間に2回以上、研究懇談会を開催すること。この場合、下記の③の条件が満足されるならば、他の団体と共催で開催することも可とする。
- ②学会事務局が総会において所要の報告ができるよう、最低限年に1回、その活動状況を学会事務局に報告する。
- ③研究懇談会への学会員の参加費は無料とする（ただし、実費相当の資料代を徴収することは可とする）。

(2) 研究懇談会の存続年限

研究懇談会の存続期限は5年間とする。この間に分科会の活動に移行することが期待される。

(3) 学会による支援

- ①研究懇談会は、その活動にあたって、研究・イノベーション学会研究懇談会の名称を用いることができる。
- ②研究懇談会の開催に関する情報を学会のホームページを通じて広報することができる。
- ③希望する研究懇談会に対して、一会計年度5万円を上限として研究懇談会開催費の支援を行う（ただし、会計年度にまたがることは出来ない）。この場合、代表・幹事等で支部・分科会・研究懇談会支出ガイドラインに沿って経理を適切に管理する。なお、この支援金額は会計年度ごとに見直される場合がある。
- ④総会において研究懇談会の活動を紹介する。

3. 手続き

(1) 研究懇談会の設立

研究懇談会の設立を希望する者は、以下の情報を含む資料をまとめて学会事務局に提出する。

- ①研究懇談会の名称
- ②研究懇談会の目的及び既存の分科会・研究懇談会では十分な取り組みがなされないと考える理由
- ③研究懇談会の代表者1名以上（学会員に限る）、幹事1名以上（学会員に限る）の氏名・連絡先
- ④研究懇談会の設立を求める学会員20名以上の氏名・連絡先(代表者及び幹事含む)のリスト、及び、リストに掲載された者が設立を求めていることを示す署名等

(2) 研究懇談会の廃止

研究懇談会の廃止を代表及び幹事が希望する場合は、代表及び幹事が連名で理由書を学会事務局に提出し、業務理事会の審査を経て会長の承認を得ることとする。

4. その他

本文書に記載のない事項については、事務局担当理事及び総務理事会において適宜定める。

※2008年8月庶務理事会決定・会長了承

※2015年9月理事会決定、同年10月総会報告

※2018年10月理事会決定、同年10月総会報告

